

令和元年11月25日14時00分
資料配布 近畿地方整備局
福知山河川国道事務所

11/28 除雪作業出動式・車両移動訓練を実施 ～ 冬期における安全な交通の確保に向けて ～

12月1日からの雪害対策期間を迎えるにあたり、冬期の安全で円滑な交通を確保する万全の体制をはかるため、除雪作業出動式を行います。
あわせて、災害対策基本法に基づく車両移動訓練を実施します。

- 実施日時 : 令和元年11月28日(木)
【除雪作業出動式】 14時00分より
【車両移動訓練】 除雪作業出動式終了後
- 実施場所 : ^{まいづる}舞鶴雪害基地
(^{きょうと}京都府^{まいづる}舞鶴市^{せんげんじ}泉源寺123-1)
- その他 : 現地取材可能(現地に13時50分までにお越し下さい。)

<取扱い> _____

<配布場所> 京都府政記者室、福知山市政記者クラブ、舞鶴市記者会、
綾部新聞記者クラブ、亀岡市政記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所

副 所 長 ^{ふくもと}福本 ^{まさひろ}雅宏
道路管理課長 ^{いのうえ}井上 ^{なるひこ}成彦

TEL 0773-22-5104(代)

除雪作業出動式・車両移動訓練

① 実施日時

令和元年 11月28日（木） 【除雪作業出動式】 : 14時00分～
【車両移動訓練】 : 除雪作業出動式終了後

② 実施場所

舞鶴雪害基地（まいづる 京都府舞鶴市きょうと まいづる せんげんじ 泉源寺 123-1）

③ 内容

福知山河川国道事務所では国道9号、国道27号において、12月1日から翌年の3月25日までを雪害対策期間とし、冬期の安全で円滑な道路交通を確保するため除雪作業を行います。

今年度の雪害対策期間を迎えるにあたり、舞鶴雪害基地にて除雪作業出動式を行います。除雪作業出動式では除雪作業を行うにあたっての安全宣言、除雪機械の運行前点検などを実施します。

また、災害対策基本法に基づき、積雪により放置された車両を想定して、除雪機械にて牽引して移動する事により、交通障害を速やかに解消するための訓練を実施します。

【除雪作業出動式概要】

- 1) 訓示
- 2) 安全宣言
- 3) 除雪機械運行前点検
- 4) 除雪機械出動

【車両移動訓練概要】

- 1) 災害対策基本法に基づく車両移動訓練

立ち往生車両による渋滞



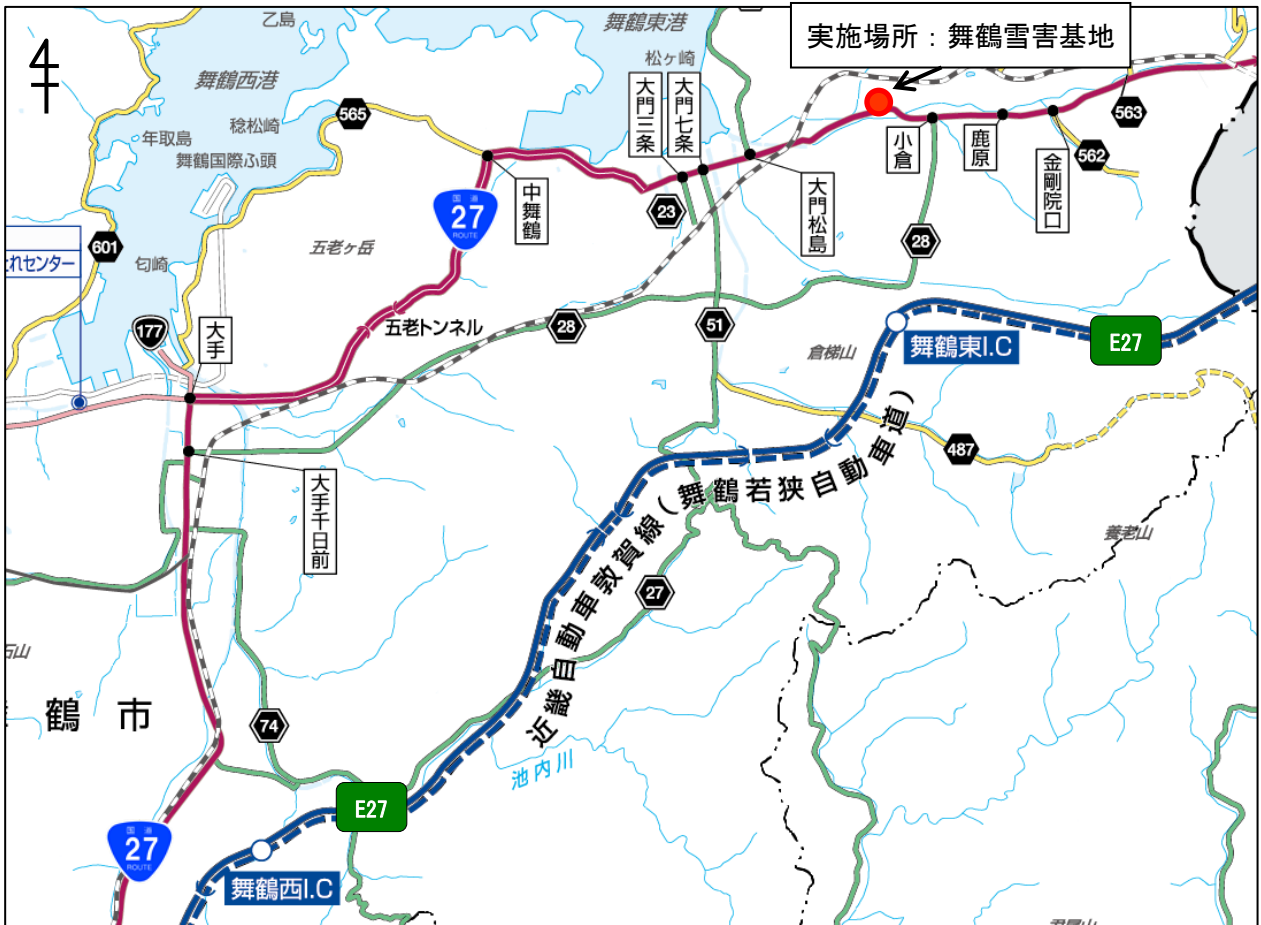
（平成 24 年 2 月 国道 27 号舞鶴市）

除雪トラックによる立ち往生車両の移動



（平成 24 年 2 月 国道 27 号舞鶴市）

【位置図】



【実施場所拡大図】

